

福山市医療版ワーケーション実施業務 仕様書

1 業務名

福山市医療版ワーケーション実施業務

2 目的

福山市の所在する福山・府中二次保健医療圏（以下、「本圏域」という。）は、小児科医の医師偏在指標及び人口 10 万人当たりの小児科医数が全国平均や県平均を下回る「医師少数区域」となっている。福山市においては、福山市医師会が運営する福山夜間小児診療所において、小児の初期救急対応を行っているが、小児科医の高齢化等により出務が困難な状況であり救急体制の安定的な継続が課題となっている。そこで、本圏域において不足する小児科医を他医療圏から招聘することにより、安定的な小児初期救急医療体制を確保する。さらに、医師に本事業内容や、福山市及び近隣市町が有する歴史・文化・グルメ・アクティビティ等の体験や観光に関する情報及び移住等に関する情報を広く発信することにより、更なる医師の誘引につなげる。

3 委託期間

契約の締結日から 2027 年（令和 9 年）3 月 31 日

4 業務の履行場所

本業務における履行場所は、次のとおりとする。

所在地 福山市三吉町南二丁目 11 番 25 号

名称 福山夜間小児診療所

運営者 一般社団法人 福山市医師会

5 業務の実施時間

19 時から 22 時 30 分

6 委託業務内容

(1) 業務実施計画の策定

契約締結後 1 週間以内に、本業務に係る業務責任者報告書及び業務実施計画書（どちらも本市の指定様式）を提出すること。業務実施計画書には、次の内容、その他必要事項を記載し、発注者の承認を得ること。

ア 業務スケジュール

イ 業務実施体制図（緊急連絡先を含む）

(2) 従事医師の募集

受注者は、発注者が指定する別表1の日程に基づき、4の履行場所において次の業務を行うことができる医師免許を有する者で、小児科専門医又は小児科医としての臨床経験を3年以上有するもの（以下、「小児科医」という。）を募集すること。

ア 夜間外来対応

イ 乳幼児・小児・児童の診療、診断及び治療

ウ その他、乳幼児・小児・児童の診療に係る業務全般

別表1 発注者が指定する日程

期 間	対象日数	うち出務の確保日数
4月29日～5月10日	12日	4日
7月11日～8月16日	37日	7日
9月12日～10月12日	31日	6日
11月1日～11月30日	30日	2日
12月26日～1月11日	17日	11日

※受注者は、原則として、期間内の「出務の確保日数」における小児科医の確保に努めること。なお、小児科医一人当たりの出務日数は連続2日間以上を確保することとし、ゴールデンウィーク、お盆、シルバーウィーク、及び年末年始における確保を優先とするが、具体的な日程及び募集方法等については、発注者と協議すること。

また、表の「期間」及び「出務の確保日数」以外において、小児科医の確保が可能なき場合は、発注者と協議の上、小児科医の出務を認める。

(3) 一次選考

応募のあった小児科医については、出務が可能かどうかを次の資料により選考し、出務可能と判断したときはその資料を発注者へ提供すること。

ア 医師免許証の写し

イ 医師の履歴書

ウ 保険医登録票

(4) 出務のサポート

従事する医師が決まったときは、原則として出務日の1週間前までに発注者に報告するとともに、出務日における診療及び治療を円滑に行うことができるように、発注者と連携してサポートを行うこと。

(5) 情報発信及び業務効果の報告など

ア 本事業及び圏域内の魅力発信

本事業や従事医師が体験した備後圏域内の魅力等について、従事医師の募集や、医師の定着に結びつくような情報発信を行うこと。また、発信した内容は、福山市ホームページ等の情報発信媒体でも活用できるようにすること。

イ 地域医療や移住に関心のある医師の調査

受注者は小児科医に対し、移住・二地域居住・地域医療に対する関心について調査を実施すること。調査内容については発注者と協議の上、決定すること。また、調査結果について集計・分析を行い、契約締結日から6か月以内に発注者に報告すること。さらに、集計・分析結果を基に、調査内容に対し関心の高い小児科医を対象に、本事業に対する医師の誘引、さらには福山市への移住・二地域居住に繋がる取組に係る提案を実施すること。

ウ 従事医師へのアンケート集計・報告

受注者は、従事医師に対し、アンケートをとり、業務の効果を計測すること。また、アンケート結果は集計・分析を行い、発注者に報告すること。

エ その他、本事業の発展に係る提案

調査・アンケート結果や業務上の気づきを基に、本事業の発展性について検討し、今後の展開やプロモーション方法等を提案すること。

オ 情報発信及び業務効果の報告に係る委託料

受注者は、アからエの成果物に対して、委託料を受け取るものとする。

(6) 従事医師への旅行等への対応

ア 旅行費用のとりまとめ

受注者は、16に定めるとおり、従事医師が旅行に要した費用にかかる領収書等を取りまとめ発注者に提出すること。

イ 旅行に係る情報提供

受注者は、従事医師が出務時間外における備後圏域市町（福山市、尾道市、三原市、府中市、竹原市、神石高原町、世羅町、岡山県笠岡市、岡山県井原市）において、充実した余暇が過ごせるよう従事医師の趣向に応じた情報提供を行うこと。

7 出務に対する報酬

従事医師は、別表2に定める区分に応じた報酬を得るものとし、その支払いについては別に定める。

別表2 従事日の区分と報酬

区 分	出務報酬（1日）
平 日	40,000 円
祝前日・土曜日	45,000 円
休日・連休・日曜日	50,000 円
お盆 (8月13日～15日)	55,000 円
年未年始 (12月29日～1月3日)	60,000 円
時間外手当	別表3参照

別表3 時間外手当

出務日の区分	時間外手当（15分単位）			
	15分	30分	45分	60分
平日	2,858 円	5,716 円	8,574 円	11,432 円
祝前日・土曜日	3,215 円	6,430 円	9,645 円	12,860 円
休日・連休・日曜日	3,572 円	7,144 円	10,716 円	14,288 円
お盆 (8月13日～15日)	3,929 円	7,858 円	11,787 円	15,716 円
年未年始 (12月29日～1月3日)	4,286 円	8,572 円	12,858 円	17,144 円

8 従事医師の確保に対する手数料

受注者は、従事医師の確保に対して、当該従事医師が従事した区分の出務報酬に受注者が定める率を乗じた額に、取引に係る消費税及び地方消費税を加えた額を手数料として受け取るものとする。

9 従事医師の確保に対する手数料の請求

受注者は、医師の従事完了後、従事医師ごとに実際の出務報酬に基づく手数料を請求するものとする。請求に際しては、あらかじめ業務の実施・完了の報告を行い、発注者の検査合格を受けるものとする。

10 従事医師の不測事態への対応

受注者は、従事医師が出務できなくなった場合は、代替りの小児科医を出務させるものとする。ただし、出務できない理由が受注者の責によらない場合はこの限りではなく、代替りの小児科医を出務させられるよう努めるものとする。

11 業務委託料の見積り方法

受注者は、業務委託料を見積もる場合は、従事医師の確保（医師募集や出務サポートなど）に係る費用や、情報発信及び業務効果の報告に係る費用などの内訳が分かるように作成すること。

12 従事医師の確保に対する手数料の見積り

受注者は、8に定める手数料を見積もる場合、1日あたりの出務報酬は60,000円とし、別表1に定める出務の確保日数を乗じて積算するものとする。その際、別表3に定める時間外手当は見込まないものとする。

13 契約額の変更

受注者は、9に基づいて全ての従事医師の確保に対する手数料が確定した後、変更契約を行うものとする。

14 従事医師の旅行等

旅行手配については、従事医師個人が行うものとする。

受注者は、従事医師に対して、別表4に定める費用をもって、従事医師の居所から履行場所までの交通手段及び宿泊先等の費用を支払うものとする。

なお、旅行の中止等によって生じるキャンセル料について、受注者および発注者のいずれも負担しない。

別表4 各費用の一覧

区 分	費 用
宿泊費 (宿泊費(部屋代)及び宿泊に係る駐車料金等に係る費用を対象とする。)	上限金額 30,000円/日
居所から履行場所までの交通費 (鉄道・飛行機及び高速乗合バス等、従事医師の現居所から履行場所までの往復に係る経済的かつ合理的な経費を対象とする。鉄道の特別車両料金及び飛行機におけるビジネスクラス以上の料金は経費の対象としない。なお、飛行機においては、空港から福山駅までの往復のリムジンバスの費用も対象経費に含むものとする。)	上限金額 なし (発注者による全額負担)
滞在中の交通費 (従事医師が出務時間外に市内・近隣市町を観光するために利用するタクシーやレンタカー、路線バス等の費用。ただし、滞在先における駐車場代は対象経費に含まないものとする。)	上限金額 10,000円/日
食費	発注者の負担なし

その他費用	上記の各区分に該当しないものについては、発注者と受注者の協議により定めるものとする。
-------	--

15 旅行等に係る費用のとりまとめに対する手数料

受注者は、従事医師自らが手配した旅行等について、実際の旅程や旅行費用等を確認するための領収書等のとりまとめにかかる手数料として、受注者が定める額を受け取るものとする。

16 旅行等に係る費用及び手数料の請求

受注者は、医師の旅行等終了後、従事医師ごとに実際の旅程や旅行等費用を確認し、実際の旅行等の費用及び手数料を請求するものとする。請求に際しては、あらかじめ業務の実施・完了の報告を行い、発注者の検査合格を受けるものとする。

17 業務委託料の見積り方法

業務委託料を見積もる場合は、従事医師への旅行等に係る費用の内訳が分かるように作成すること。

18 旅行等に係る費用及び手数料の見積り

受注者は、14 に定める従事医師の旅行等の費用及び 15 に定める旅行等に係る費用のとりまとめに対する手数料を見積もる場合、居所から履行場所までの交通費については、東京駅から福山駅間の新幹線指定席（最繁忙期）の片道料金（18,510 円）を基準とし、宿泊費及び滞在中の交通費については、別表 4 に定める各上限金額を基準とするものとする。また、従事する医師数は 13 人、宿泊日数は 30 日分、滞在日数は 43 日分として積算するものとする。

19 契約額の変更

受注者は、18 に基づいて全ての従事医師の旅行等に係る費用及び手数料が確定した後、変更契約を行うものとする。

20 会議の開催・記録

(1) 受注者は、発注者と協議の上、原則として次のとおり会議を開催すること。なお、対面での開催の場合、開催場所は発注者が準備するが、ZOOM など Web による開催にも対応すること。その際の実施場所は、それぞれが準備するものとする。

・キックオフ会議

業務実施計画書をもとに、契約後 10 日以内を目途に開催

・進捗報告会議

委託期間中、定期的に進捗報告会議を開催し、本業務全体の状況や進捗の確認および課

題への対応策の協議を行う。

- ・効果検討会議

本業務全体の効果検証、事業継続に向けた課題の整理及び対応策の協議を行う。

開催時期：9月及び1月

(2) 会議資料及び議事録の作成

会議に用いる資料は、受注者が作成すること。議事録は、原則として受注者が作成し、発注者の承認を得ること。いずれも、電子データにより発注者へ提出するものとする。

21 再委託

受注者は、本業務の一部を委託することができるが、その場合は再委託先ごとに、再委託先の概要及びその体制と責任者、業務の範囲、再委託を行う理由、予定金額及びその他発注者が必要と認める事項を明記した書面によりあらかじめ報告し、発注者の承諾を得なければならない。

22 機密の保持

受注者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知りえた情報を機密情報として扱い、業務の目的外に利用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知りえた情報の漏えい、滅失、き損の防止、その他適正な管理のために必要な対策を講じなければならない。

23 著作物の利用及び著作権

本業務の履行にかかり受注者があらたに制作した著作物の著作権（著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。）及び著作物の翻案等により発生した二次的著作権は、福山市に譲渡されるものとする。また、受注者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作者人格権を行使しないものとする。本著作物の著作権は福山市に帰属することとする。ただし、受注者が本業務を履行する以前に既に受注者又は第三者が保有する著作権は、受注者又は当該第三者に留保されるものとする。

24 業務実施上の条件

業務の実施にあたっては、2に記載の本圏域の状況や福山市の救急体制の課題などを十分に理解し、医師不足解消や医師の定着等を促進するための助言に努めること。

また、業務の遂行にあたっては、発注者と十分に連携を図りながら行うとともに、次の点に留意し、円滑に業務を実施すること。

- (1) 委託契約金額には、受注者の交通費、宿泊費、通信費、事務消耗品等業務に係る必要経費及び従事医師への出務報酬を除くその他必要費用の一切を含むものとする。
- (2) 受注者は、本業務の実施にあたって、本仕様書に記載されていない事項や執行上の疑義が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、本仕様書に定めのない事項であっても、発注者が必要と認め指示する事項については、委託料の範囲内で実施すること。
- (4) 受注者は、本業務を履行しうる十分な能力及び経験を有する人材を配置すること。
- (5) 受注者は、業務上発生した障害や事故については、発注者に報告し指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うこと。
- (6) 本仕様書に記載された業務内容にとどまらず、発注者にとって有益な情報の提供や効率的運営に寄与する提案を積極的に行うこと。